

佐久広域連合告示第1号

平成23年佐久広域連合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成23年3月17日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1. 期 日 平成23年3月28日（月） 午前11時00分
2. 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	別府福雄君	2番	小山達君
3番	疇地稔君	4番	並木茂徳君
5番	中澤兵衛君	6番	中條寿一君
7番	木内昌明君	8番	井出節夫君
9番	和嶋美和子君	10番	篠原正児君
11番	今井好君	12番	依田利男君
13番	篠原光一君	14番	山口億雄君
15番	友野辰五郎君	16番	岡部学君
17番	荻原宗夫君	18番	袖山卓也君
19番	柳澤治君	20番	内堀恵人君
21番	箕輪修二君	22番	佐藤巍君

不応招議員（なし）

平成23年佐久広域連合議会第1回定例会

平成23年3月28日（月曜日）

議事日程（第1号）

開会宣告

仮議席の指定

諸般の報告

新議員紹介

新代表副広域連合長・新副広域連合長紹介

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員指名

第 3 会期決定

第 4 常任委員会委員の選任及び正副委員長の互選  
（休憩）

第 5 議会運営委員会委員の選任

第 6 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第 1号 佐久広域連合広域行政圏計画審議会条例を廃止する条例の制定について

議案第 2号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 佐久広域連合広域計画について

議案第 4号 佐久広域老人ホーム徳花苑の指定管理者の指定について

議案第 5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について

議案第 6号 平成22年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）について

議案第 7号 平成22年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について

議案第 8号 平成22年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につ  
いて

議案第 9号 平成22年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）について

議案第10号 平成22年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）につ  
いて

議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算について

議案第12号 平成23年度佐久広域消防特別会計予算について

議案第13号 平成23年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算について

議案第14号 平成23年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第15号 平成23年度佐久広域救護施設特別会計予算について

議案第16号 平成23年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算について

第 7 一般質問

第 8 議案質疑・討論・採決

第 9 議案委員会付託

(休憩)

第10 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第11 閉会宣告

出席議員（22名）

1番	別府福雄君	2番	小山達君
3番	疇地稔君	4番	並木茂徳君
5番	中澤兵衛君	6番	中條寿一君
7番	木内昌明君	8番	井出節夫君
9番	和嶋美和子君	10番	篠原正児君
11番	今井好君	12番	依田利男君
13番	篠原光一君	14番	山口億雄君
15番	友野辰五郎君	16番	岡部学君
17番	荻原宗夫君	18番	袖山卓也君
19番	柳澤治君	20番	内堀恵人君
21番	箕輪修二君	22番	佐藤巍君

欠席議員（なし）

## 説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二君	代表 副広域連合長 (小諸市長)	芹澤勤君
代表 副広域連合長 (川上村長)	藤原忠彦君	代表 副広域連合長 (御代田町長)	茂木祐司君
副広域連合長 (小海町長)	新井寿一君	副広域連合長 (南牧村長)	菊池幸彦君
副広域連合長 (南相木村長)	中島育男君	副広域連合長 (北相木村長)	井出玄明君
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木定男君	副広域連合長 (軽井沢町長)	藤巻進君
副広域連合長 (立科町長)	小宮山和幸君	監査委員	萩原茂君
会計管理者	茂原孝好君	事務局長	土屋雅廣君
消防長	阿部信幸君	福祉課長	工藤正子君
食肉流通 センター所長	倉根徹君	勝間園所長	浅川房久君
清和寮寮長	酒井喜孝君	消防次長	市村守君
総務課長	佐藤政雄君	警防課長	遠藤哲夫君
通信指令課長	井出慎一郎君		

---

## 議会事務局

事務局次長	岩間英一	事務局 庶務係長	平島郁勇
-------	------	-------------	------

---

## ◎開会宣告

(午前11時00分)

○議長(並木茂徳君) 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、3月11日に発生いたしました未曾有の大地震により大変多くの皆様のごとく命が奪われました。お亡くなりになりました皆様に心から御冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

ここで、犠牲者になりました皆様方の御冥福をお祈りして、黙禱を捧げたいと思います。皆さん、御起立ください。黙禱。

(黙 禱)

○議長(並木茂徳君) 黙禱を終わります。

それでは、ただいまから平成23年佐久広域連合第1回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は22名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

例月出納検査結果報告書が提出され、お手元に御配付してありますので、ごらん願います。

---

## ◎仮議席の指定

○議長(並木茂徳君) 議事進行上、仮議席を指定いたします。新たに選出されました連合議員の仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。本会議、傍聴のため、申し込みがございましたので、これを許可してあります。また、報道機関及び広報取材のため申し込みがあり、これを許可してありますので、御承知願います。

---

## ◎諸般の報告

○議長(並木茂徳君) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、印刷してお手元に御配付いたしてありますので、ごらん願うようにして、朗読は省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(並木茂徳君) 御異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

---

## ◎新議員の紹介

○議長(並木茂徳君) 新議員の紹介をいたします。

新議員は、小諸市議会議員、別府福雄君、小諸市議会議員、小山達君、小諸市議会議員、疇地

稔君の3名であります。

ここで、新たに連合議員になられました皆様からごあいさつを願います。

最初に、小諸市議会議長、別府福雄君、登壇願います。

〔1番 別府福雄君登壇〕

○1番（別府福雄君） 皆さん、こんにちは。ただいま議長から登壇のお許しをいただきましたもの  
ですから、ここでごあいさつ申し上げます。

このたびの1月の小諸市の市議会議員選挙におきまして、当選をさせていただき、その後、議員の  
皆様方からのそれぞれの意向を受けまして、議長という職務に就いております別府福雄ございま  
す。何分まだまだ未熟でございますが、いろんな面で御協力いただきながら、一生懸命この広域の  
議会の議員として、活動していきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（並木茂徳君） 次に、小諸市議会議員、小山 達君の登壇を願います。

〔2番 小山 達君登壇〕

○2番（小山 達君） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より登壇のお許しをいただき、御紹介を  
していただきました小諸市議会議員の小山 達です。

1月の改選期に当選の栄を受けまして、私、2回目の広域のほうへ出向になりますけれども、ま  
たまた皆さんとともどもお世話になりながら、頑張りたいと思っております。よろしくお願いをいたしま  
す。

○議長（並木茂徳君） 次に、小諸市議会議員、疇地 稔君、登壇願います。

〔3番 疇地 稔君登壇〕

○3番（疇地 稔君） 皆さん、こんにちは。このたび1月23日の小諸市議会議員選挙におきまし  
て、当選させていただきました疇地 稔と申します。

また、このたび、佐久広域連合の議員の選出をいただきました。もとより浅学非才の身でござい  
ますが、広域連合の一議員として、しっかり頑張りたいと、このように思っておりますの  
で、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎新代表副広域連合長・新副広域連合長紹介

○議長（並木茂徳君） 次に、新代表副広域連合長・新副広域連合長を紹介いたします。

連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 皆様、おはようございます。それでは、私のほうから御紹介を申し上げま  
す。

去る1月23日に執行されました軽井沢町町長選挙におきまして、初当選を果たされました藤巻



進さんでございます。

また、去る2月20日に執行されました御代田町町長選挙におきまして、再選を果たされました茂木祐司さんでございます。

御紹介を申し上げますとともに、お祝いを申し上げる次第でございます。

○議長（並木茂徳君） 続いて、新代表副広域連合長からごあいさつをお願いいたします。

御代田町町長、茂木祐司君、登壇願います。

〔代表副連合長 茂木祐司君登壇〕

○代表副連合長（茂木祐司君） おはようございます。貴重な時間をいただきまして、大変恐縮です。

先ごろの町長選挙におきまして、再選をさせていただきました御代田町長の茂木でございます。

これまでと同様、おつき合いいただきまして、広域連合の発展のために微力ながら尽くしてまいりたいと思っております。今後ともよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（並木茂徳君） 続いて、新副広域連合長からごあいさつをお願いいたします。軽井沢町町長、

藤巻進君、登壇願います。

〔副連合長 藤巻 進君登壇〕

○副連合長（藤巻 進君） 皆さん、こんにちは。軽井沢の藤巻 進でございます。

佐藤雅義前町長に引き継ぎまして、軽井沢町の4年間の行政を担うことになりました。広域連合でも一生懸命頑張っておりますので、何とぞ皆様の御指導をよろしくをお願いしたいと思います。

---

### ◎日程第1 議席の指定

○議長（並木茂徳君） 日程第1 議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により、議長において指定をいたします。1番、別府福雄君、2番、小山達君、3番、疇地稔君。

以上のとおり、指定いたします。

---

### ◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長（並木茂徳君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番、依田利男君、14番、山口億雄君の2名を指名いたします。

---

### ◎日程第3 会期決定

○議長（並木茂徳君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、2月24日に議会運営委員会が開かれ、御協議願っておりますので、その結果を委員長から御報告願います。

議会運営委員長、中條君。

○議会運営委員長（中條寿一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月24日、佐久広域連合議会第1回定例会の会期及び日程等について、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、条例案2件、事件案2件、予算案12件の計16件であります。一般質問の通告者は1名であります。

また、議事日程及び一般質問発言通告書は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、皆さんの御協力を得まして、本日1日間といたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、御報告いたしました。

○議長（並木茂徳君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会議は本日1日間と決定いたしました。

---

#### ◎常任委員会委員の選任及び正副委員長の互選

○議長（並木茂徳君） 日程第4、常任委員会委員の選任及び正副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

欠員となっております常任委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、指名したいと思っておりますが、これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において、指名いたします。

総務委員会委員に、別府福雄君、経済建設保健衛生委員会委員に、小山達君、社会文教委員会委員に、疇地稔君、

以上のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

続いて、総務委員会委員長及び経済建設保健衛生委員会副委員長の互選を行います。

総務委員会、経済建設保健衛生委員会の諸君は、委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

(午前11時15分)

---

○議長（並木茂徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時19分)

---

○議長（並木茂徳君） 総務委員会委員長及び経済建設保健衛生委員会副委員長の互選の結果について、報告がありましたので申し上げます。

総務委員会委員長に、別府福雄君、経済建設保健衛生委員会副委員長に、小山達君、以上、報告がございましたので申し上げます。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（並木茂徳君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

欠員となっております議会運営委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、指名いたしたいと思っておりますが、これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において、指名いたします。

議会運営委員会委員に、小山達君、総務委員長の別府福雄君、

以上のおおりに、それぞれ指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

#### ◎議案の上程

○議長（並木茂徳君） 日程第6、議案の上程をいたします。

連合長から、条例案2件、事件案2件、予算案12件の計16件が提出されております。

議案第1号から議案第16号までの16件を、一括上程いたします。

次に、連合長から、招集あいさつ並びに議案の総括説明を求めます。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 3月11日午後2時46分に発生をいたしましたマグニチュード9.0の

「東北地方太平洋沖地震」によりまして、東北・関東地方の太平洋沿岸に住む人々の想像をはるかに超える津波が発生し、多くのとうとい生命・財産が奪われる壊滅的な事態となっております。さらに、福島県では、原子力発電所の放射能漏れ事故が発生し、現在も、核燃料の冷却に向けた懸命の作業が続けられていますが、予断を許さない状況が続いております。

また、広範囲の放射能の飛散によりまして、多くの県で農畜産物の出荷が停止され、また、飲料水への影響も報道される中、地震とともに、地域経済に大きな打撃を与える状況となっており、この先が心配されます。

このような状況の中、被災地では、今も行方不明者の懸命な捜索活動が続いております。現地の捜索活動につきましては、地震発生後、直ちに佐久広域連合消防本部へ緊急消防援助隊の派遣要請があり、当日の午後6時には、第1次隊として、救助部隊、消火部隊、後方支援部隊の総員19名の隊を編成し、被災地に出動し捜索活動を行いました。

現在、第6次隊までの延べ91名を派遣し、消火・救助等に全力を挙げての応援活動を行ってきたところでございますが、被災地では、寒さとの戦い、繰り返す余震による津波警報での退避、吹雪で中断等を余儀なくされ、放射能の危険を感じながらの活動となり、極めて過酷な条件の中での活動を実施した次第であります。今後も、状況によって応援活動を行っていく予定となっております。

被災地域では、いまだに行方不明者の捜索、避難所生活等が引き続いている状況にありますが、お亡くなりになられました皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、佐久地域の各市町村におきましても、迅速な支援をされてきておりますことに敬意を表するものでございます。

今後、被災地の復興には、長期にわたる支援の手が必要になることが予想されます。被災された皆様が、一日でも早く、ふだんの生活ができますよう支援していかねばならないと思っております。

それでは、招集のごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成23年佐久広域連合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに御多忙のところ、御参集をいただきまして、定刻に議会が開会できましたことに、

厚く御礼を申し上げます。

議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合の運営状況等につきまして、以下6点を申し上げます。

初めに、佐久総合病院再構築に伴います「高度医療センターを核とした医療機関の連携体制の構築」、この事業提案書の長野県への提出につきまして申し上げます。

国の経済危機対策を活用した総合的な地域医療再生対策につきまして、昨年12月24日付文書で、長野県健康福祉部長から広域連合長あてに、事業提案の照会がございました。

照会の内容は、県、言いかえますと、三次医療圏単位で医療を提供する救急救命センターや地域がん診療連携拠点病院などの拠点病院を中心に、切れ目なく医療が提供される連携体制の構築に資する事業提案の照会であり、先ほど申し上げました、佐久総合病院再構築に伴います「高度医療センターを核とした医療機関の連携体制の構築」、この事業提案書を本年1月19日に提出いたしました。

その後、県では、県内の各地域や医療機関から提出された事業提案書に基づきまして、地域医療再生計画の素案を策定し、2月3日には、第1回目の県医療審議会に素案を説明し、第2回目の県医療審議会の開催につきましては、あす29日とお聞きをいたしております。

このような中、3月3日には、阿部守一長野県知事に対し、佐久広域連合の総意として、広域連合長の立場で、私から、県の地域医療再生計画に、佐久総合病院再構築に伴います「高度医療センターを核とした医療機関の連携体制の構築」を位置づけていただくよう要望をいたしたところでございます。

当日は、佐久圏域から選出されております、6人の県議会議員の皆様にも御同席を賜り、議会サイドからのお力添えもいただいたところでございます。

今後の「地域医療再生計画」の策定スケジュールにつきましては、3月下旬から4月下旬までパブリックコメントを実施し、5月上中旬に第3回目の県医療審議会を開催の上、「地域医療再生計画」を決定し、5月16日には厚生労働省へ提出の予定と、伺っております。

いずれにいたしましても、佐久地域の医療の核となります佐久総合病院の基幹医療センターの構築に向けまして、今後、佐久広域連合の構成11市町村が足並みをそろえながら、進めてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様にも御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、消防業務につきまして申し上げます。

消防は、火災の予防・防御はもとより、救急・救助活動から地震・風水害等の自然災害への対応まで、広範囲にわたり、地域住民の安全確保に努めているところでございます。

佐久広域圏内の平成22年中における火災及び救急の状況を申し上げますと、火災発生件数は101件で、前年と比較しまして42件、約30%の減少となりました。この減少の要因の一つとして、休耕地や土手などの枯れ草火災が減少していることから、春の天候不順の影響もあったものと

思われます。

反面、救急出動につきましては8,502件で、前年と比較いたしますと876件、約11%の増加で、ここ数年、減少傾向でありましたが、昨年は大幅にふえ、救急業務開始以来、過去最多の出動件数となっております。

増加した876件のうち、約77%が急病で占められていることから、全国的な傾向であります気候変動の影響による体調不良や、高齢の方々の急病がふえたことによるものと思われます。

火災予防面では、3月1日から7日までの1週間、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われました。当広域におきましても、各種災害の防止と、災害時における被害の軽減が図られるよう、事業所の立入検査や住民に対する消火器等の訓練、救急講習会等を実施しております。

また、佐久地方事務所、東信森林管理署、市町村等関係機関との合同による、山火事予防パレードを実施するなど、火災予防の啓発・普及に努めているところでございます。

本年度の車両の配備につきましては、広域全体での配備計画に基づきまして、更新が残っております佐久消防署の化学消防車及び軽井沢消防署の小型動力ポンプ付水槽車も、それぞれ配備は完了し、機動力の向上を図っておるものでございます。

次に、介護認定及び障害程度区分認定審査会につきまして申し上げます。

介護保険制度は、急速に進む高齢社会の介護問題に、国民全体で支える仕組みとしてスタートしてから12年目を迎えようとしております。平成24年の介護保険制度の改正に当たり、見直しの基本的な考え方が2点ございます。

1点目は、地域包括ケアシステムの実現を目的として、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供するとしており、そのための新たなサービスとして、時間帯を問わず、ヘルパーと看護師が定期的に自宅などを訪問するとともに、利用者からの要請で随時駆けつける「24時間地域巡回型訪問サービス」を創設しようとするものでございます。

このサービスは、ひとり暮らしや、重度の要介護状態になっても、住みなれた地域で生活を続けられるように支援するのがねらいで、国では、平成23年度予算で「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」を計上し、モデル事業を予定しているものであります。

2点目は、給付の効率化・重点化などを進め、給付と負担のバランスをとり、持続可能な介護保険制度の構築を図ろうとするものでございます。

また、要介護認定に係る改正につきましては、要介護認定者数の増加により、市町村等における要介護認定事務が増大してきていることから、事務の負担軽減の観点から認定有効期間について見直しがされ、平成23年4月1日以降の申請から適用することになりました。

具体的には、更新認定における要介護から要支援、または、要支援から要介護に変更となった場合と、また、区分変更申請の認定を行った場合に、認定可能な有効期間の上限が現在6カ月となっておりますが、改正後は12カ月に延長しようとするものであります。

続きまして、介護認定審査の状況でございますが、本年2月末までに252回、1万144件の審査を実施し、前年同期と比較いたしますと1,023件、11.2%の増となっております。

これは、要介護認定者数の増加に伴うものでございますが、4月からの認定有効期間の拡大によって、全体の審査件数は落ちついてくるものと推測されます。

また、障害程度区分認定審査の状況でございますが、本年2月末までに19回、381件の審査を実施しております。引き続き、公平で公正な審査の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、成年後見支援センター検討委員会のその後の状況につきまして御報告を申し上げます。

検討委員会の報告書に基づき、11市町村と協議を重ねる中で、佐久圏域に成年後見支援センターの共同設置を行っていくとの合意形成ができ、現在、具体的な内容について協議を行っているものであります。

11市町村との協議の中で、佐久障害者相談支援センター事業につきましても、佐久広域連合に移管し、成年後見支援センターとともに、広域連合で運営してほしいとの要望も出され、先般、移管についての要望書をいただいたところでございます。今後、幹事会、正副連合長会において、御協議をいただく予定となっております。

また、さきの新聞報道で御承知のとおり、厚生労働省の老人保健健康増進事業研究会から、認知症高齢者などの財産管理や権利を守る「成年後見制度」の普及を図るため、市町村ごとに「後見実施機関」を設置することを求める報告書が出されました。

このような状況のもと、県内では、長野市、松本地域、上伊那地域において、公的成年後見センターが平成23年度から設置されることになりました。佐久圏域におきましても、早期にセンターが開所できますよう、構成市町村と準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、社会福祉施設の状況につきまして申し上げます。

本年度、予算計上いたしました、勝間園、美ノ輪荘、豊昇園、清和寮のスプリンクラー設置工事が3月中旬に完了いたしました。これは、消防法の改正によりまして、スプリンクラー設備の平成24年3月末日までの設置が義務づけられたことにより、本年度、工事を行ったもので、入所者の皆さんには、今まで以上に安心して暮らしていただくことができるものと思っております。

次に、食肉流通センターの状況につきまして申し上げます。

畜産をめぐる情勢につきましては、依然、配合飼料価格の上昇等で、厳しい状況が続いております。また、TPP「環太平洋経済連携協定」問題がクローズアップされる中、本年は、参加の是非をめぐる議論が白熱するものと予測されますが、いずれにしましても、その選択・決断、これらが、我が国の畜産・食肉産業界の将来に大きな影響を与えることが予想されるものであります。

当センターの処理頭数につきましては、全体的には増加しているものの、牛の処理頭数は、2月末現在、前年同期と比較いたしますと251頭の減となっておりますが、主たる要因につきましては、11月定例会の招集あいさつの中でも御報告いたしました。長引く景気低迷の影響によるも

のでございます。

しかし、豚の処理頭数につきましては、増加しております、前年同期と比較しますと、2,294頭の増となり、本年度2月末現在、全体処理頭数の小動物換算では、1,460頭、率で3.5%の増となっております。

依然として、厳しい運営状況の中ではありますが、引き続き、利用者、関係者の御協力をいただき、処理頭数の確保に努めてまいります。

それでは、引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に議案提案いたしました議案は、条例案2件、事件案2件、予算案12件の、合わせて16件であります。

初めに、条例案について申し上げます。

佐久広域連合広域行政圏計画審議会条例を廃止する条例は、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、本条例を廃止するものであります。

佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例は、通信指令施設と消防本部機能等を整備するために必要な財源の確保を目的とする消防施設整備基金を設置するため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、事件案について申し上げます。

佐久広域連合広域計画につきましては、地域内融和をより一層強固なものにして、将来の地域づくりを計画的、総合的に推進していくため策定するもので、議会の議決をお願いするものであります。

佐久広域老人ホーム徳花苑の指定管理者の指定につきましては、指定管理者として立科町を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、予算案について申し上げます。

平成22年度一般会計補正予算（第4号）は、1,536万円を減額し、総額を4億3,706万7,000円としようとするものであります。

歳入につきましては、組織市町村分担金の減額であり、歳出につきましては、給与改定によります職員給与費の減額、また、事業費の確定、または確定見込みによる減額について、お願いをしようとするものであります。

次に、平成22年度消防特別会計補正予算（第3号）は、4,021万8,000円を減額し、総額を23億849万1,000円としようとするものであります。

歳入につきましては、組織市町村分担金の減額であり、歳出につきましては、消防署費での給与改定によります職員給与費の減額、また、高規格救急自動車等購入費、庁舎整備工事費等の事業費の確定、または確定見込みによる減額について、お願いしようとするものであります。



また、消防本部費につきましては、東北地方太平洋沖地震の被災地への緊急消防援助隊派遣のための予算確保のため、減額補正は行わないとするものであります。

次に、平成22年度養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）は、4,436万5,000円を減額し、総額を2億8,120万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、措置費及びサービス収入の増額、基金運用による利子の財産収入等の増額、財政調整基金繰入金の組み戻しによる減額であり、歳出につきましては、給与改定によります職員給与費の減額、また、スプリンクラー設備設置工事費、給食調理業務委託料のほか事業費の確定、または確定見込みによる減額、基金運用による利子の財政調整基金への積み立てをお願いするものであります。

次に、勝間園など4施設の、平成22年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）は、1億2,977万5,000円を減額し、総額を10億2,896万円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入の増額、財政調整基金繰入金の組み戻しによる減額のほか、基金運用による利子の財産収入の増額等であり、歳出につきましては、給与改定によります職員給与費及び臨時職員雇用日数の確定見込みによる減額、また、スプリンクラー設備設置工事費、給食調理業務委託料等、事業費の確定、または確定見込みによる減額のほか、勝間園・豊昇園・塩名田苑では、基金運用による利子の財政調整基金への積み立てをお願いするものであります。

次に、平成22年度救護施設特別会計補正予算（第3号）は、2,693万4,000円を減額し、総額を2億5,548万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、スプリンクラー設備設置事業費の確定に伴う事業債の増額、環境対応車購入に伴う国庫補助金の増額、財政調整基金繰入金の組み戻しによる減額であり、歳出につきましては、給与改定によります職員給与費及び臨時職員雇用日数の確定見込みによる減額、スプリンクラー設備設置工事費、給食調理業務委託料等、事業費の確定、または確定見込みによる減額をお願いしようとするものであります。

次に、平成22年度食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）は、56万6,000円を減額し、総額を1億3,846万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料等の増額、一般会計繰入金の減額であり、歳出につきましては、給与改定によります職員給与費の減額、事業費の確定、または確定見込みによる減額をお願いするものであります。

この結果、一般会計及び5特別会計合わせ2億5,721万8,000円を減額し、総額を44億4,966万7,000円としようとするものであります。

続きまして、平成23年度一般会計予算及び5特別会計当初予算案について御説明を申し上げます。

初めに、一般会計当初予算は、総額4億4,680万円となりまして、前年度と比較いたします

と、額で100万円の減、率にいたしまして0.2%の減となっております。

歳入につきましては、組織市町村分担金、火葬場及び霊柩車の使用料等が主な財源であります。また、歳出につきましては、事務局職員の人件費のほか、介護認定及び障害程度区分認定の各審査会運営経費、火葬場運営経費、病院群輪番制運営経費、また、食肉流通センター特別会計繰出金等でございます。

次に、消防特別会計当初予算は、総額22億5,450万円となりまして、前年度と比較しますと、額で8,250万円の減、率にいたしまして3.5%の減となっております。

歳入につきましては、組織市町村分担金が主な財源でございます。また、歳出につきましては、消防職員の人件費のほか、消防施設整備基金積立金、消防救急無線デジタル化整備費、救急救命士や消防学校入校費、また、消防車両や救急車両の更新、施設整備費等でございます。

次に、養護老人ホーム特別会計当初予算は、総額2億3,520万円となりまして、前年度と比較しますと、額で8,850万円の減、率にいたしまして27.3%の減となっております。

歳入につきましては、措置費収入、サービス収入が主な財源でございます。歳出につきましては、介護職員の処遇改善を含めた人件費のほか、給食調理業務委託料等の運営費、また、訪問介護事業費や居宅介護支援事業の運営費等でございます。

次に、特別養護老人ホーム特別会計当初予算は、総額9億6,620万円となりまして、前年度と比較しますと、額で1億7,440万円の減、率にいたしまして15.3%の減となっております。

歳入につきましては、サービス収入が主な財源であります。歳出につきましては、養護老人ホーム同様に、介護職員の処遇改善を含めた人件費、また、給食調理業務委託料等の施設運営費ほかでございます。

次に、救護施設特別会計当初予算は、総額2億3,450万円となりまして、前年度と比較しますと、額で4,610万円の減、率にいたしまして16.4%の減となっております。

歳入につきましては、措置費収入が主な財源でございます。歳出につきましては、他の施設同様に、介護職員の処遇改善を含めた人件費、給食調理業務委託料等の運営費ほかであります。

次に、食肉流通センター特別会計当初予算は、総額1億3,640万円となりまして、前年度と比較しますと、額で200万円の減、率にいたしまして1.4%の減となっております。

歳入につきましては、使用料及び手数料のほか、一般会計からの繰入金が主な財源でございます。歳出につきましては、職員の人件費のほか、食肉流通センター業務委託料や施設改修工事費や車両購入費等であります。

この結果、一般会計及び5特別会計合わせ、前年度と比較しますと、額で3億9,450万円、率にいたしまして8.5%の減の、総額42億7,360万円をお願いするものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げますが、詳細につきましては、事務局長、消防長より

説明させますので、よろしく御審議をお願い申し上げまして、総括説明とさせていただきます。

○議長（並木茂徳君） ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

---

○議長（並木茂徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第1号の説明

○議長（並木茂徳君） 議案第1号 佐久広域連合広域行政圏計画審議会条例を廃止する条例の制定についての説明を求めます。

事務局長、土屋君。

〔事務局長 土屋雅廣君登壇〕

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第1号 佐久広域連合広域行政圏計画審議会条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、国の広域行政圏計画策定要綱及び、ふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたこと、及び当該要綱に基づき策定した佐久地域広域行政圏計画が平成22年度で終了し、23年度以降の計画については策定しないことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則で本条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

◎議案第2号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第2号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

消防長、阿部君。

〔消防長 阿部信幸君登壇〕

○消防長（阿部信幸君） 議案第2号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本案につきましては、現在5消防本部で行っております119番の受信や出動指令を、平成28年度運用開始の消防救急デジタル化移行にあわせて、1カ所に統合する通信指令施設として整備すると同時に、消防本部機能等の整備を行うための財源確保をするものであります。

また、これらは通信指令施設及び消防本部施設に係る整備が整備年度に多額の費用負担とならないよう、整備に必要な財源を確保することを目的とした、消防施設整備基金を創設しようとするも

のでございます。

改正内容につきましては、議案つづり 8 ページの別表中、消防救急デジタル無線化整備基金の次に、消防施設整備基金を設けようとするものでございまして、目的、使途等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げますが、よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

---

### ◎議案第 3 号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第 3 号 佐久広域連合広域計画についての説明を求めます。  
事務局長、土屋君。

〔事務局長 土屋雅廣君登壇〕

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第 3 号 佐久広域連合広域計画について御説明申し上げます。

本案は、社会経済情勢の変化や地域を取り巻くさまざまな課題に対応し、将来の地域づくりを計画的、総合的に推進していくため策定するもので、計画の期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年間とし、広域連合と関係市町村が連携のもと、地域内融和をより一層強固なものとして、佐久地域の発展を目指すものであります。

策定に当たっては、佐久広域連合広域計画策定委員会の提言を踏まえて策定するものであり、広域行政圏計画策定要綱、及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたこと、及び新たに広域的な課題として調査研究に関する事務を行うなど、規約の改正を伴う広域計画であります。

このことから、地方自治法第 291 条の 7 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第 4 号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第 4 号 佐久広域老人ホーム徳花苑の指定管理者の指定について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

〔事務局長 土屋雅廣君登壇〕

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第 4 号 佐久広域老人ホーム徳花苑の指定管理着の指定について御説明申し上げます。

本案は、現在の指定管理者の指定期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって終了することから、平成 23 年 4 月 1 日以降の指定管理者の指定をお願いするものであります。

徳花苑につきましては、現在の指定管理の状況、及び立科町の福祉の拠点として一体的に施設整備がされていること、また公募になじまないとの佐久広域連合指定管理者審査委員会の結果などから、徳花苑は指定期間を5年間と定める中で、引き続き立科町を指定管理者候補者と決定したことから、地方自治法第292条において準用する同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、概要を申し上げましたが、御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第5号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

〔事務局長 土屋雅廣君登壇〕

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

本案は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,536万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,706万7,000円にしようとするものでございます。

主な補正の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、目1広域行政分担金1,536万円は、市町村分担金の減額でございます。各市町村の分担金は、説明欄にございますが、市町村別の詳細につきましては、10ページにございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、5ページからの歳出について申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費110万5,000円は、給与改定による人件費等の減額でございます。

目2企画費38万1,000円は、広域計画策定委員会委員報酬、備品購入費等、事業費確定による減額でございます。

6ページをごらんください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1介護認定審査会費717万1,000円は、給与改定による職員給与費の減額、介護認定審査会委員報酬の実績見込みによる減額や、要介護認定支援システム保守委託料等の事業費確定による減額でございます。

7ページのみ2障害程度区分認定審査会費7万2,000円は、給与改定による職員手当等給与

費の減額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2火葬場費437万1,000円は、燃料費、光熱水費等の需用費や、8ページの役務費等の確定見込み及び高峯苑・豊里苑火葬炉等改修工事費の確定による減額でございます。

目4食肉流通センター会計繰出金204万円は、事業費の確定見込みによる減額でございます。

9ページの款5教育費、項1社会教育費、目1視聴覚ライブラリー費22万円は、臨時職員社会保険料や賃金、及び教材ビデオ等購入費の確定及び確定見込みによる減額でございます。

以上、概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第6号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第6号 平成22年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

消防長、阿部君。

〔消防長 阿部信幸君登壇〕

○消防長（阿部信幸君） 議案第6号 平成22年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

お手元の佐久広域消防特別会計補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

本案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ4,021万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を23億849万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明申し上げます。

まず最初に、4ページの歳入でございますが、款1分担金及び負担金につきまして、歳出における事業費の確定及び確定見込み等によりまして、4,021万8,000円を減額しようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、款1消防本部費につきましては、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震によりまして、3月31日から緊急消防援助隊を派遣したことに伴い、人件費、燃料費、消耗品等の諸経費がかかりますことから、補正を見合わせ、災害派遣に係る経費に充当させていただきたいと存じます。

款2消防署費につきましては、昨年12月の給与改定に伴う給与費の減額、及び事業確定や確定見込み等に伴いまして、減額の補正をお願いしようとするものでございます。

5ページをごらんください。

項1小諸消防署費につきましては、557万円の減額をお願いするもので、給与費につきましては、給与改定に伴い331万3,000円の減額を、一般管理費では、役務費の庁舎清掃手数料等の確定、6ページになりますが、委託料等の契約額確定による減額のほか、7ページの車両整備費

では、広報車の購入に伴う入札差金を含めた減額でございます。

庁舎整備事業費では、冷暖房施設設置工事の入札差金等62万7,000円の減額をお願いするものでございます。

8ページをごらんください。

項2佐久消防署費につきましては、565万7,000円の減額補正でございます。給与費につきましては、357万7,000円の減額で、9ページからの一般管理費におきましては、役務費の指令システム回線通信等の確定見込みや、委託料における指令台保守委託料の契約額確定等による減額でございます。

11ページの車両整備費につきましては、化学消防ポンプ自動車の入札差金を含めた減額をお願いするものでございます。

次に、項3軽井沢消防署費につきましては、498万3,000円の減額補正でございます。給与費につきましては、354万2,000円の減額でございます。

12ページからの一般管理費では、電話料の確定見込みや消防救急用機器保守委託料及び指令台保守委託料の契約額が確定、各事業費確定見込みによる減額のほか、13ページの備品購入費では、空気ボンベ等の購入による入札差金の減額でございます。

14ページにまたがりませんが、車両整備費におきましては、小型動力ポンプ付水槽車の購入に伴う入札差金に含めた減額をお願いするものでございます。

次に、項4北部消防署費につきましては、369万円の減額補正でございます。給与費につきましては、303万4,000円の減額で、15ページの一般管理費につきましては、契約額確定や事業費確定及び確定見込みによる減額でございます。

16ページの庁舎整備事業費におきましては、救急車出動標識灯改修工事に伴う入札差金の減額をお願いするものでございます。

次に、項5川西消防署費につきましては、786万4,000円の減額補正でございます。給与費につきましては、258万3,000円の減額でございます。

17ページの一般管理費におきましては、事業費確定及び確定見込みによる減額でございますが、19ページの車両整備費につきましては、高規格救急自動車購入に伴う入札差金401万3,000円の減額をお願いするものでございます。庁舎整備事業費におきましては、食堂、トイレ改修工事における入札差金の減額をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

項6南部消防署費につきましては、879万2,000円の減額補正でございます。給与費につきましては、335万3,000円の減額でございます。一般管理費におきましては、電話料など事業費確定、及び確定見込みによる減額でございます。

21ページ、22ページの車両整備費につきましては、川西消防署と同様、高規格救急自動車の

購入に伴う入札差金等を含む減額を、庁舎整備事業費におきましても、川上分遣所雨水排水路工事の入札差金を含む減額をお願いするものでございます。

23ページをごらんください。

項7御代田消防署費につきましては、342万3,000円の減額補正でございます。給与改定に伴う給与費の減額と、一般管理費では役務費の電話料の確定見込み等による減額と、24ページになりますが、備品購入費では一括購入による入札差金の減額でございます。車両整備費におきましては、広報車の購入に伴う入札差金を含む32万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款3公債費でございますが、小諸消防署非常電源設備工事に伴います借入金の利息が確定したことによる減額でございます。

以上、御説明申し上げましたが、補正予算に伴いまして組織市町村からの分担金も減額となりますことから、26ページに各市町村の分担金を記載してございます。さらに、27ページから32ページにかけて、補正予算の給与費明細書を記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、概要説明を申し上げますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第7号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第7号 平成22年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

〔事務局長 土屋雅廣君登壇〕

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第7号 平成22年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

本案は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ4,436万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,120万3,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金、目1民生費負担金255万円は、障害者等加算対象者の増等による措置費の増額でございます。

款2サービス収入、項1介護給付費収入、目1居宅介護サービス費収入414万1,000円及



び、目2 居宅介護サービス計画費収入75万2,000円は、利用実績による増額でございます。  
項2 自己負担金収入、目1 居宅介護サービス自己負担金収入40万3,000円は、利用実績による増でございます。

款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金12万3,000円は、基金の証券運用による運用益収入でございます。

款5 寄附金、目1 一般寄附金7万9,000円は、指定寄附金でございます。

款6 繰入金、目1 基金繰入金5,241万3,000円の減額は、訪問介護収入等の増額及びスプリンクラー工事等事業費の確定により、組み戻しを行うものでございます。

続きまして、6ページからの歳出について申し上げます。

款1 民生費、項1 社会福祉施設費、目1 総務費3,786万6,000円は、給与改定等による職員給与費の減額及び7ページの基金の証券運用による運用益の基金積立金の増額のほか、スプリンクラー設備工事費の確定による減額などでございます。

8ページのみ2 施設費574万9,000円は、利用実績による給食調理業務委託料の減額のほか、扶助費の入院患者日用品費、介護サービス利用者負担金加算費などの減額でございます。

9ページのみ3 訪問介護事業費69万2,000円は、給与改定による職員給与費等の減額でございます。

10ページのみ4 居宅支援事業費は、給与改定による職員給与費の減額でございます。

以上、概要を申し上げますが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第8号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第8号 平成22年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

[事務局長 土屋雅廣君登壇]

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第8号 平成22年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

本案は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,977万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億2,896万円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

初めに、歳入について申し上げます。

款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入2, 920万4, 000円は、各施設における利用率が当初見込みを上回ることによる増額であり、目2 居宅介護サービス費収入509万1, 000円は、実績等による増額でございます。

項2 自己負担金収入、目1 施設介護サービス自己負担金収入589万2, 000円、並びに5ページの目2 居宅介護サービス自己負担金収入463万8, 000円は、各施設における利用実績等による増額でございます。

款2 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金34万5, 000円は、社会福祉施設財政調整基金の証券運用による利子収入の増額でございます。

6ページをごらんください。

款3 寄附金、目1 一般寄附金4万9, 000円は、地域住民1名の方からの寄附金でございます。

款4 繰入金、目2 基金繰入金1億7, 499万4, 000円の減額は、各施設のサービス収入の増額及び、施設運営費等の確定及び確定見込みによる減額、並びに塩名田苑を除く3施設でのスプリンクラー設備工事確定による減額により、各施設の財政調整基金の組み戻しを行うものでございます。

次に、7ページからの歳出でございますが、款1 民生費、項1 勝間園社会福祉施設費、目1 施設介護サービス事業費3, 870万3, 000円の減額は、給与改定による職員給与費の減額、8ページの給食調理業務委託料や備品購入費等の運営費の確定等による減額、財政調整基金積立金は証券運用による利子の積み立て、施設整備事業費では9ページのスプリンクラー設備設置工事費等の確定による減額であります。

次に、項2 美ノ輪荘社会福祉施設費、目1 施設介護サービス事業費3, 769万9, 000円の減額は、給与改定による職員給与費の減額、10ページの給食調理業務委託料や11ページの備品購入費等の運営費の確定等による減額、施設整備事業費では12ページのスプリンクラー設備設置工事等の確定による減額であります。

次に、項3 豊昇園社会福祉施設費、目1 施設介護サービス事業費3, 441万1, 000円の減額は、給与改定による職員給与費の減額のほか、13ページの給食調理業務委託料や備品購入費等運営費の確定、及び確定見込みによる減額のほか、14ページの施設整備事業費ではスプリンクラー設備設置工事等の確定による減額であります。

次に、15ページをお願いいたします。

項4 塩名田苑社会福祉施設費、目1 施設介護サービス事業費1, 896万2, 000円の減額は、給与改定による職員給与費の減額や、16ページの給食調理業務委託料、備品購入費等の確定による運営費の減額、及び施設整備事業費は、一般浴室等施設改修工事費等の確定による減額でございます。

以上、概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第9号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第9号 平成22年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

〔事務局長 土屋雅廣君登壇〕

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第9号 平成22年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

本案は、第1条で、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,693万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,548万2,000円にしようとするものでございます。

第2条では地方債の変更は「第2表地方債補正」によるものとするものでございます。

初めに、歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

5ページをごらんください。

歳入の款5繰入金、目1基金繰入金2,968万4,000円の減額は、財政調整基金繰入金の組み戻しを行うものでございます。

款8連合債、目1民生債250万円はスプリンクラー設備起債対象事業費の確定による増額、款9国庫支出金、目1民生費国庫補助金25万円は、小型乗用自動車購入に伴う環境対応車普及促進対策費補助金の追加であります。

続きまして、6ページからの歳出について申し上げます。

款1民生費、項1社会福祉施設費、目1総務費2,516万8,000円は、給与改定による職員給与費の減額のほか、7ページの診察業務委託料や小型乗用自動車等施設管理費の確定に伴う減額、及び、8ページのスプリンクラー設備設置工事費の確定による減額でございます。

目2施設費176万6,000円は、給食調理業務委託料や車借り上げ料等施設運営費の確定による減額であります。

3ページに戻っていただきまして、第2表地方債補正につきましては、スプリンクラー設備設置工事にかかる起債対象事業費の確定による借入限度額を変更するものでございます。

以上、概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第10号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第10号 平成22年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

[事務局長 土屋雅廣君登壇]

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第10号 平成22年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと存じます。

本案は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ56万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,846万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、款1使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料119万円は、処理頭数の増による増額でございます。

款3繰入金、目1一般会計繰入金204万円の減額は、処理頭数の増によるセンター使用料等の増額及び、事業費等確定による一般会計繰入金の減額でございます。

款5諸収入、目1雑入28万4,000円は、高压線線下補償料の確定による増額でございます。

5ページの歳出でございますが、款1衛生費、目1保健衛生費56万6,000円は、給与改定による職員給与費の減額や、工事請負費、備品購入費等の確定による減額でございます。

以上、概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第11号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

[事務局長 土屋雅廣君登壇]

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の4ページをお願いいたします。

本案は、平成23年度佐久広域連合一般会計予算の総額を、前年度比100万円、0.2%減の4億4,680万円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、8ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

9ページをごらんください。

初めに、歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金、目1広域行政分担金は、前年度比228万7,000円、0.6%減の

3億8,099万8,000円を計上いたしました。

各市町村の分担金は、説明欄にございますが、各事業費別の市町村分担金の詳細につきましては、28ページに一覧表にしておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

10ページの款2使用料及び手数料、目1衛生使用料は、前年同額の5,716万2,000円を計上いたしました。火葬場使用料、また霊柩車使用料でございますが、前年度火葬件数の実績をもとに算出したものでございます。

11ページの款3県支出金、項1県補助金、目1総務費県補助金300万円は、広域観光振興推進事業として県の地域発元気づくり支援金を見込むものでございます。

款4財産収入、目1財産貸付収入は、旧伝染病隔離病舎の佐久総合病院への貸付料271万6,000円でございます。

款5繰入金、目1基金繰入金は、127万6,000円を計上いたしました。これは特別養護老人ホーム塩名田苑及び食肉流通センターの起債償還に伴う減債基金からの繰入金でございます。

款6諸収入、目1雑入は前年度比15万3,000円減の164万8,000円を計上いたしました。主なものは、保険事務手数料、広域連合広報誌への広告掲載手数料でございます。

続きまして、13ページからの歳出について申し上げます。

款1議会費は、前年度比79.1%増の261万1,000円を計上いたしました。これは広域連合の意思決定機関である連合議会の通年活動経費でございますが、増額の要因は、隔年で実施しております県外行政視察研修費を計上したことによるものでございます。

14ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、前年度比1.3%増の1億1,647万4,000円を計上いたしました。これは、福祉課職員を除く事務局職員給与費、共済費等の義務的経費及び事務局消耗品費、15ページの法律相談業務委託料や、16ページの事務所使用料等の經常経費でございますが、増額の主な要因は、負担率の改定に伴います共済組合負担金の増によるものでございます。

目2企画費は、前年度比23.9%増の1,477万1,000円を計上いたしました。これは、組織市町村職員人材育成事業・時局講演会等に係る講師謝礼、17ページの年4回発行の連合広報誌の印刷製本費、県の地域発元気づくり支援金を活用しての広域観光振興推進事業委託料、第10回を迎える、ふるさと探訪ツアー実施に伴う車借り上げ料等の所要額でございます。増額の主な要因は、元気づくり支援金を活用した広域観光振興推進事業委託料を本年度は当初予算に計上したことによるものであります。

18ページの目3公平委員会費、及び19ページの項2選挙費、目1選挙管理委員会費、並びに項3監査委員費、目1監査委員費は、各委員報酬等の所要額の計上でございます。

19ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1介護認定審査会費は、前年度比0.6%増の7,

855万4,000円を計上いたしました。これは、職員給与費のほか、介護認定審査業務に係る15合議体による審査会委員75名の報酬、及び21ページの要介護認定支援システム保守管理委託料等の所要額でございます。

目2障害程度区分認定審査会費は、前年度比19.7%減の949万3,000円を計上いたしました。これは、職員給与費のほか、22ページの審査委員10名の2合議体による委員報酬及び障害程度区分認定支援システム使用料等の所要額でございます。減額の主な要因は、障害程度区分認定支援システムの5年間のリース期間が22年度で終了し、23年度から再リースとなることによるものであります。

23ページの目3特別養護老人ホーム会計繰出金2,171万7,000円につきましては、塩名田苑建設時における起債償還に要する繰出金でございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1血液保管所費は、浅間総合病院に業務委託しております、血液保管業務の委託料で前年度と同額の180万円を計上いたしました。

目2火葬場費は、前年度比3%減の8,417万2,000円を計上いたしました。施設運営に係る燃料費、光熱水費や24ページの火葬業務委託料、霊柩業務委託料のほか、高峯苑・豊里苑の両火葬炉改修工事費及び豊里苑のトイレ改修工事費など、火葬場の管理運営に要する経費の計上でございます。

25ページの目3病院群輪番制運営費は3,237万5,000円を計上いたしました。これは、圏域住民の夜間、休日における救急患者・重症患者の医療を確保するための圏域4病院に対する輪番制病院運営事業補助金でございます。

目4食肉流通センター会計繰出金は、前年度比2.8%減の7,596万9,000円を計上いたしました。これは、起債償還の元金、利子のほか、食肉流通センターの施設運営費繰出金でございます。

26ページをごらんください。

款5教育費、項1社会教育費、目1視聴覚ライブラリー費は、前年度比1.9%増の489万9,000円を計上いたしました。これは、臨時職員賃金及び教材備品充実のためのビデオテープ、DVD等備品購入費のほか、ライブラリー運営経費の所要額を計上いたしました。

27ページの款6公債費は、320万7,000円を計上いたしました。これは、徳花苑に係ります起債の償還金で、平成14年度借り入れ分の元利償還金でございます。

款7予備費50万円は、前年と同額の計上でございます。

以上、概要を申し上げますが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第12号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第12号 平成23年度佐久広域消防特別会計予算について説明

を求めます。

消防長、阿部君。

[消防長 阿部信幸君登壇]

○消防長（阿部信幸君） 議案第12号 平成23年度佐久広域消防特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の予算書41ページをごらんいただきたいと存じます。

本案は、第1条で、平成23年度佐久広域消防特別会計予算を前年度比3.5%減、額で8,250万円減の22億5,450万円にしようとするものでございます。

第2条につきましては、人件費に係る予算額に過不足が生じた場合の歳出予算の流用につきまして、あらかじめお認めをお願いするものでございます。

予算の内容につきましては、44ページ以降の歳入歳出事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

46ページをごらんください。

款1分担金及び負担金でございますが、前年度比較で3.6%減、額で8,247万7,000円減の22億2,358万9,000円をお願いするものでございます。各市町村分担金の内訳につきましては、右の説明欄にお示しをしたとおりでございます。

次に、48ページでございますが、款2使用料及び手数料でございます。これは、危険物許可及び火薬類許可等にかかる手数料でございます。229万円を計上しようとするものでございます。

次に、款3国庫支出金でございますが、緊急消防援助隊登録車両であります救助工作車の更新に伴います国からの緊急消防援助隊設備整備費補助金2,487万1,000円でございます。

款4の県支出金でございますが、県からの移譲事務でございます火薬類の許可及び液化石油ガスの届け出検査等の事務処理に係る特別処理事務交付金30万円でございます。

款6繰越金でございますが、これは、23年度予算における予備相当額300万円を見込むものでございます。

次に、諸収入につきましては、団体生命共済の剰余金など雑入44万9,000円を見込むものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

50ページをごらんいただきたいと存じます。

最初に、款1消防本部費でございますが、前年度比2.9%減、額で1,091万6,000円減の3億5,961万1,000円をお願いするものでございます。大きな減額の理由ですが、給与費の退職手当特別負担金の該当者がいないことによるものでございます。給与費につきましては、職員19名分の人件費でございます。一般管理費では、消防本部の業務遂行に必要な経費と、新規採用職員の貸与品や防火ポスター展事業の遂行経費でございます。

52ページの備品購入費では、投光器の購入をお願いして、夜間の災害活動の際、周囲を照明させるとともに、隊員の安全を確保するため備えるほか、指揮命令が広範囲にわたり確実に伝達できるように、ワイヤレスメガホンの購入をお願いするものでございます。

次に、53ページの職員研修につきましては、職員の資質向上を図るため、消防学校への入校、救急救命士の養成、及び病院研修等すべての職員研修にかかるものにつきまして、本部費として、一括計上させていただいているものでございます。

また、54ページの消防施設整備事業費でございますけれども、現在、5カ所で行っております119番の受信や出動指令を1カ所で行う通信指令統一のために多額の費用がかかることから、整備年度に負担とならないよう、消防施設設備積立基金といたしまして、1億5,000万円と、それにかかる調査費として18万7,000円を計上いたしました。

次に、55ページからの款2消防署費でございます。前年比3%減の総額18億8,948万2,000円をお願いしようとするものでございます。項1の小諸消防署費から順次御説明申し上げます。

小諸消防署費では、職員34名分の給与費、一般管理費といたしましては、各消防署とも同様でございますが、消防業務を遂行する中での消耗品や電話料、さらには事務機器の借り上げ料、消防機器の保守委託料等でございます。

58ページですが、車両整備費につきましては、平成5年に購入をいたしました救助工作車の更新、それから59ページの調査整備事業費では、電話設備改修工事費を計上しようとするものでございます。

次に、佐久消防署費でございますが、職員37名分の給与及び手当等の給与費や、一般管理費につきましては、消防業務遂行上の指令台保守委託料など経常的な経費をお願いし、62ページの消防用備品購入費といたしまして、FRPの空気ボンベ、火災原因用ガス検知器等を購入する経費を計上するほか、63ページでございますが、車両整備費につきましては、平成4年に購入いたしました広報車の老朽化に伴いまして、更新をお願いするものでございます。

次に、軽井沢消防署費でございますが、職員33名の給与等の経常的経費に加えまして、一般管理費では、66ページになりますが救命用ボートやFRPの空気ボンベを購入するための経費を計上いたしました。

消防車両整備費につきましては、平成7年に購入いたしました水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴いまして、更新をお願いするものでございます。

次に、67ページの北部消防署費でございます。職員27名分の給与費のほか、一般管理費では、消防業務遂行に伴う無線電話施設や消防救急機器の保守委託料に加えまして、69ページになりますが、備品購入費では、送配風機やFRPの空気ボンベ等を更新するほか、70ページになりますが、調査整備費事業費では、庁舎建設調査費を計上したものでございます。



次に、71ページの川西消防署費でございますが、27名分の給与及び手当等の経費のほかに、一般管理費といたしましては、72ページになりますが、消防業務遂行上、必要な機器の保守委託料に加えまして、73ページの備品購入費では、消防用ホース等や水難救助用として、船外機を購入するための経費を計上したものでございます。

次に、南部消防署費でございますが、これらも職員34名分の給与費のほか、消防業務遂行のための一般管理費では、76ページになりますが、備品購入費では消防用ホースや急用といたしまして、救急索発射銃を購入するための経費を計上いたしました。

車両整備費では、平成6年に購入して17年が経過している積載車を、小型動力ポンプ付水槽車として、更新をお願いするものでございます。

次に、御代田消防署費でございますが、職員21名分の給与費のほか、78ページになりますが、一般管理費の役務費では職員の健康管理診断料、79ページの委託料では消防資機材の保守委託料を計上したものでございます。

80ページの備品購入費では、FRPの空気ボンベや呼吸器、消防用ホースを購入するための経費を計上いたしました。

次に、81ページの款3公債費でございますが、これにつきましては、従前に各消防署に配備いたしました高規格救急自動車や消防ポンプ自動車等の整備に伴いまして、借り入れました起債償還の元利合計204万7,000円を計上するものでございます。

次に、款4予備費につきましては、緊急時に対応するため、前年度と同額の300万円をお願いしようとするものでございます。

以上、当初予算の主な事業内容につきまして御説明申し上げましたが、82ページには、各市町村の分担金算出表を記載し、83ページ以降につきましては、消防職員の給与費明細書等を記載してございます。

以上、平成23年度佐久広域消防特別会計予算の概要につきまして、御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第13号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第13号 平成23年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

[事務局長 土屋雅廣君登壇]

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第13号 平成23年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の94ページをごらんください。

本案は、平成23年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算の総額を、前年度比8,850万円、27.3%減の2億3,520万円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、98ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

99ページをごらんください。

初めに、歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金、目1民生費負担金は、前年度比232万5,000円、1.4%増の1億6,912万5,000円を計上いたしました。これは事務費、生活費の措置費負担金、並びに短期宿泊事業に係る市町村負担金でございます。

款2サービス収入、項1介護給付費収入、目1居宅介護サービス費収入は、前年度比323万3,000円、10.2%増の3,504万7,000円を計上いたしました。これは訪問介護対象者の増による増額でございますが、臨時職員賃金改善のための訪問介護費処遇改善交付金を計上いたしました。

目2居宅介護サービス計画費収入は、前年度比23万4,000円、6.6%増の377万4,000円を計上するものであり、項2自己負担金収入、目1居宅介護サービス自己負担金収入は、前年度比27万8,000円、8.1%増の370万3,000円の計上でございます。これは、訪問介護利用者に保険給付額の1割を負担していただくものでありますが、利用者数増による増額でございます。

100ページの款3県支出金10万3,000円は、産休代替職員に対する社会福祉施設代替職員雇用事業に係る県補助金でございます。

款4財産収入、項1財産運用収入は、基金運用利子収入を見込んでの口開け、款5寄附金は、一般寄附金の見込みによる口開けでございます。

款6繰入金、目1基金繰入金は、前年度比9,460万円減の2,180万円を計上いたしました。これはサービス収入が、2カ月おくれとなることから、施設の運営資金として財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。減額の要因は、22年度はスプリンクラー設備設置工事の財源としたことによるものでございます。

101ページをごらんください。

款7繰越金100万円は、前年度繰越金の見込み額、款8諸収入、項1受託事業収入は、市町村からの認定調査受託事業収入でございます。

項2雑入64万4,000円は、職員食費・自動販売機取扱手数料などでございます。

続きまして、102ページからの歳出について申し上げます。

款1民生費、項1社会福祉施設費、目1総務費は、前年度比45.8%減の1億268万8,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、22年度はスプリンクラー設備設置工事費を計上いたしましたが、23年度は大規模工事がないことによるものでございます。

総務費の主な内容は、職員給与費、共済費等の義務的経費や介護職員処遇改善事業に準じた臨時職員の賃金、103ページの燃料費や修繕料、104ページの診察業務委託料などの一般管理費のほか、105ページの管理棟トイレ改修工事、避難誘導灯改修工事や、洗濯機・保管庫等備品購入費でございます。

106ページをごらんください。

目2施設費は、前年度比3.6%減の7,617万6,000円を計上いたしました。これは、給食調理業務委託料や、107ページの下水道使用料等、養護老人ホーム運営費の所要額でございます。また、節20扶助費830万円は、入院患者日用品費等の所要額を計上いたしました。

目3訪問介護事業費は、前年度比2.8%増の4,691万5,000円を計上いたしました。これは、訪問介護事業にかかる経費で、職員給与費、及び108ページの臨時職員賃金、介護保険システム使用料等の所要額でございます。

目4居宅支援事業費は842万1,000円を計上いたしました。これは、入所者の介護ニーズに対応するため、要介護認定等を受けた入所者へ、介護サービス計画の提供をする職員の給与費や共済費、介護保険システム使用料等の所要額でございます。

110ページの款2予備費100万円は、前年度と同額の計上でございます。

以上、概要を申し上げますが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第14号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第14号 平成23年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

〔事務局長 土屋雅廣君登壇〕

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第14号 平成23年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の122ページをごらんください。

本案は、平成23年度佐久広域特別養護老人ホーム勝間園、美ノ輪荘、豊昇園、塩名田苑の4施設に係る予算でございますが、第1条で予算の総額を、前年度比1億7,440万円、15.3%減の9億6,620万円に定めようとするものでございます。

第2条では、人件費に係る予算額に過不足が生じた場合の歳出予算の流用につきまして、あらかじめ、お認めをお願いするものでございます。

内容につきましては、126ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

127ページをお願いいたします。

初めに、歳入について申し上げます。

款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入は、前年度比475万3,000円、0.7%増の6億8,401万8,000円を計上いたしました。これは、4施設における財政運営の根幹をなす施設介護サービス費収入及び臨時介護職員賃金改善のための処遇改善交付金でございます。

目2 居宅介護サービス費収入は、前年度比76万円、1.8%増の4,394万2,000円を計上いたしました。これは、4施設における短期入所者の居宅介護サービス費収入、及び臨時介護職員賃金改善のための処遇改善交付金でございます。

128ページの項2 自己負担金収入、目1 施設介護サービス自己負担金収入は、前年度比78万円、0.7%増の1億1,431万6,000円を計上いたしました。

目2 居宅介護サービス自己負担金収入は、前年度比2万9,000円減の761万5,000円の計上でございます。

款2 財産収入、項1 財産運用収入は、基金運用利子収入を見込んでの口開けでございます。

129ページの款3 寄附金は、一般寄附金を見込んだ口開けでございます。

款4 繰入金、目1 一般会計繰入金2,171万7,000円は、塩名田苑の起債償還に充当するため、一般会計からの繰入金の計上、目2 基金繰入金は、前年度比1億8,070万円減の8,470万円を計上いたしました。これは、年度当初におけるサービス収入が、2カ月おくれることから、施設の運営資金として各財政調整基金から繰り入れを行うものであります。なお、減額の要因は、22年度は勝間園、美ノ輪荘、豊昇園におけるスプリンクラー設備設置工事の施設整備費の財源として計上いたしましたが、23年度は大規模工事が無いことによる減額でございます。

款5 繰越金400万円は、前年度と同額の繰越金の見込み額、130ページの款6 諸収入、項1 受託事業収入は、各施設とも市町村からの認定調査受託事業収入を計上いたしました。

項2 雑入は、587万6,000円を計上いたしました。これは、4施設の職員食費や、入所者の預金通帳管理などを本人から委託されて行っております利用者預かり金管理費等の雑入でございます。

続きまして、132ページからの歳出について御説明申し上げます。

各施設とも、職員給与費や共済費、臨時職員賃金、給食調理業務委託料等の施設運営費のほか、電動ベッドや車いす等の購入、施設備品等の充実を図る中で、入所者の安全・安心、居住環境に配慮した所要額を計上するものでございます。なお、勝間園、美ノ輪荘、豊昇園の3施設における減額の主な要因は、22年度はスプリンクラー設備設置工事の施設工事費を計上しましたが、23年度は大規模工事が無いことによるものでございます。

132ページから137ページにわたります項1 勝間園社会福祉施設費は、前年度比6,240万円、18.5%減の2億7,540万円を計上いたしました。施設運営経費のほか、管理棟トイレ改修工事や避難誘導灯改修工事、及び汚物除去機、電動ベッド等の購入費でございます。

次に、137ページから142ページにわたります項2美ノ輪荘社会福祉施設費は、前年度比5,650万円、20.9%減の2億1,330万円を計上いたしました。施設運営経費のほか、業務用洗濯機、車いす、マットレス、ポータブルトイレ、軽貨物自動車等の購入費でございます。

次に142ページから147ページにわたります項3豊昇園社会福祉施設費は、前年度比3,570万円、13%減の2億3,970万円を計上いたしました。施設運営通常経費のほか、浴室等改修工事、乾燥機、冷蔵庫等の購入費でございます。

次に、147ページから152ページにわたります項4塩名田苑社会福祉施設費は、前年度比1,980万円、8.5%減の2億1,208万3,000円を計上いたしました。施設運営通常経費のほか、居室空調設備設置工事、業務用洗濯機、食器消毒保管庫、電動ベッド等の購入費でございます。

152ページをごらんください。

款2公債費は、塩名田苑の起債償還に要する元利償還金の計上でございます。

153ページの款3予備費400万円は、前年度と同額の計上でございます。

以上、概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第15号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第15号 平成23年度佐久広域救護施設特別会計予算について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

[事務局長 土屋雅廣君登壇]

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第15号 平成23年度佐久広域救護施設特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の166ページをごらんください。

本案は、平成23年度佐久広域救護施設特別会計予算の総額を、前年度比4,610万円、16.4%減の2億3,450万円に定めようとするものでございます。

予算の内容につきましては、170ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

171ページをお願いいたします。

初めに、歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金、目1民生費負担金は、前年度比476万9,000円、2.3%減の2億151万4,000円を計上いたしました。

これは、県、市からの事務費、保護費負担金及び自己負担金でございます。

款2国庫支出金、目1民生費国庫補助金は、体育室耐震化整備事業にかかる補助金でございます。

款3 県支出金、目1 民生費県補助金は、産休代替職員雇用事業補助金でございます。

172ページの款4 財産収入、項1 財産運用収入は、基金運用利子収入を見込んでの口開けでございます。

款5 寄附金は、一般寄附金を見込んでの口開け、款6 繰入金、目1 基金繰入金2, 980万円は、施設の運営資金として財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

款7 繰越金100万円は、前年度と同額の繰越金の見込み額、173ページの款8 諸収入62万3,000円は、職員食費など雑入の計上でございます。

続きまして、174ページからの歳出について申し上げます。

款1 民生費、項1 社会福祉施設費、目1 総務費は、前年度比5,305万1,000円、25.2%減の1億5,736万円を計上いたしました。減額の主な要因は、22年度はスプリンクラー設備設置工事費を計上いたしましたが、23年度は大規模工事がないことによるものでございます。

事業内容では、職員給与費、共済費等の義務的経費を計上するほか、臨時職員賃金は、介護職員処遇改善交付金事業に準じた賃金改善を行ってまいります。また、176ページの車いす、洗濯機、自動ガス炊飯器の購入や、177ページの体育室耐震化改修工事費等を計上いたしました。目2 施設費は、前年度比8.2%増の7,485万2,000円の計上でございますが、給食調理業務委託料や入所者の生活扶助費などのほか、施設運営に係る所要額を計上いたしました。

179ページの款2 公債費、目2 利子128万8,000円は、22年度のスプリンクラー設備設置事業にかかる起債利子でございます。

款3 予備費100万円は、前年度と同額の計上でございます。

以上、概要を申し上げますが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第16号の説明

○議長（並木茂徳君） 次に、議案第16号 平成23年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算について説明を求めます。

事務局長、土屋君。

〔事務局長 土屋雅廣君登壇〕

○事務局長（土屋雅廣君） 議案第16号 平成23年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の192ページをごらんください。

本案は、平成23年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算の総額を、前年度比200万円、1.4%減の1億3,640万円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、196ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書により御説明申し上げます。

197ページをお願いいたします。

初めに、歳入について申し上げます。

款1 使用料及び手数料、目1 衛生使用料は、実績を勘案する中で5,709万4,000円を計上いたしました。これは、年間処理頭数を豚換算で前年度比1,000頭増の4万6,000頭を見込むものでございます。

款2 財産収入、目1 財産貸付収入は303万円を計上いたしました。これは信州ミートパッカーに対する土地貸付料でございます。

款3 繰入金、目1 一般会計繰入金は、前年度比219万5,000円、2.8%減の7,596万9,000円を計上いたしました。これは、起債の償還及び施設運営費に要する一般会計繰入金でございます。

198ページの款4 繰越金は、前年度と同額の30万円を見込むものでございます。

款5 諸収入は、電柱等敷地貸付料でございます。

続きまして、199ページからの歳出について申し上げます。

款1 衛生費、目1 保健衛生費は、前年度比200万1,000円、1.8%減の1億778万6,000円を計上いたしました。

主な内容は、職員給与費、共済費等の義務的経費のほか、200ページの食肉流通センター業務委託料、受水槽改修工事、高圧受変電設備改修工事や、小型貨物自動車購入費等の所要額を計上いたしました。

201ページの款2 公債費は、2,831万4,000円を計上いたしましたが、これは、平成11年度から平成13年度に行ったハサップ対応による大動物解体ライン改修工事等に伴う起債の元利償還金でございます。

款3 予備費30万円は、前年度と同額の計上でございます。

食肉流通センターを取り巻く情勢は、景気低迷による消費の落ち込み等により大変厳しい状況が続いている現状でございますが、安全・安心な食肉の安定供給に向け、処理頭数の確保に努力をしております。

以上、概要を申し上げますが、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並木茂徳君） これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

---

## ◎日程第7 一般質問

○議長（並木茂徳君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問の発言者は、井出節夫君1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について御協力願います。

井出君の質問を許します。

8番、井出君。

〔8番 井出節夫君登壇〕

○8番（井出節夫君） それでは、本定例会における一般質問を行います。

初めに、去る3月11日に発生しました東日本大震災で犠牲になられた皆さんに、哀悼の意をささげます。また、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を祈念申し上げます。

本定例会における質問は2項目であります。最初に火葬場建設候補地選定の現状と課題ということとであります。

火葬場事業は、現在、当広域連合で設置運営していますが、御存じのように、平成19年、当時の三浦佐久市長が佐久市が単独で整備する、そして、広域で共同利用する方針を表明しました。あれから4年が経過しました。佐久市は、最初に高瀬地区を候補地に上げましたが、地元の同意を得られず、次の候補地として昨年8月に瀬戸区と北耕地区にまたがる丘陵地を検討区域として発表しました。しかし、北耕地区で反対決議が上がり、昨年9月定例市議会に対し、反対の陳情書が提出されました。

こうした中、柳田市長は、昨年9月定例市議会に測量調査費を含む補正予算を提出しました。私どもは、地元合意のないままの測量調査費の予算計上に反対し、予算修正案を提出しましたが、佐久市議会では賛成少数で否決されました。しかし、こうした行政側の行動や佐久市議会の対応に、地元住民は猛反発し、より一層態度を硬化させ、ことし2月の住民説明会では、佐久市はついに建設候補地断念を表明しました。

これに基づき、さきの3月定例市議会に測量調査費の予算を減額しました。火葬場建設は、現在の炉が老朽化していることから、新設を求める声が多く、当広域連合も改築の方向で検討していたものであります。佐久市が単独を表明してから4年、柳田市長になり2年が経過しました。この間の経緯と今後の課題について伺います。

次に、2項目目として、佐久総合病院（仮称）基幹医療センター建設について伺います。

（1）として、基幹医療センターの東信地域における役割について伺います。

長野県厚生連佐久総合病院は、建物の老朽化に伴い再構築を検討する中で、現在の病院を機能分科し、（仮称）基幹医療センターを佐久市中込原に開設する準備を進めています。

こうした中、当佐久広域連合では、去る3月3日、国の経済危機対策を活用した総合的な地域医療再生対策に係る要望書を阿部長野県知事に提出しました。要望書では、このたびの佐久総合病院再構築を契機に、それぞれの医療機関の機能分担が図られ、高度医療センターの機能がより発揮される体制の整備は、佐久地域のみならず、東信地域全体の地域医療の向上に資するものでありますと、述べられています。

そこで、最初の質問は、この基幹医療センター、要望書では、高度医療センターですが、この東



信地域における役割をどのように認識しているか、お伺いします。

(2)として、さきに要望書を提出の前に、佐久広域連合として、本年1月19日、県に対し、県が作成する地域医療再生計画への事業提案書を提出しました。高度医療センターを核とした医療機関の連携体制の構築という提案ですが、この提案について伺います。

(3)として、地域医療再生計画では、県の計画に位置づけられると、国の地域医療再生臨時特例交付金が受けられるとのことであります。国は、15億円を基礎額に最大80億円を交付するとの計画です。こうした国の支援が受けられれば、喜ばしいことですが、佐久広域連合としての財政支援の仕方についてお伺いします。

以上、この場からの質問は以上であります。

よろしく御答弁のほどお願いします。

○議長（並木茂徳君） 連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○広域連合長（柳田清二君） 井出節夫議員からの御質問のうち、火葬場建設候補地選定の現状と課題について、最初に御答弁申し上げます。

新火葬場建設の経過につきましては、平成20年2月に開催されました広域連合正副連合長会議におきまして、組織市町村担当課長会議で取りまとめをいたしました火葬場建設についての内容が承認され、同年3月に開催されました広域連合議会で経過報告をさせていただいたところであります。

その内容は、佐久市が単独で建設する火葬場に、佐久市を除く構成10市町村の火葬も可能とする施設整備を行うことになっておりまして、その内容を踏まえまして、佐久市内において、用地を確保すべく今日に至っているということでございます。

このような中、佐久市では、新火葬場の候補地につきましては、アクセス性の広域性を考慮した中で、佐久市瀬戸、北耕地区にまたがる丘陵地を候補地の検討区域としてまいりましたが、地元区民の皆様の御理解が得られず、計画推進は困難との判断にいたり、本年2月26日にその旨を地元区民の皆様にお伝えをしたところでございます。井出議員さんの御指摘と一致している点だと思えます。

今後も佐久広域圏域住民の皆様が生活を営む上で、火葬場につきましては、必要不可欠な施設でありますので、早急に建設をしていかなければならないと考えております。

お話がありましたけれども、現状においての課題をとということでもありましたが、説明の方法として、現状においても私はその北耕地区というのも、一つの案であったと思っています。しかしながら、その利用者の立場というものは、その選択においての考えも十分に考慮したつもりでありましたけれども、受け入れる側の皆様的心情への配慮というものに関しては、いささかの反省する点もあつたらうと思っています。

つきましては、次なる候補地についてのそういった広範な配慮というものが必要であろうかと思っておりますし、そういったものを今後のかてにしていまいりたいと考えております。

続きましてでございますが、佐久総合病院（仮称）基幹医療センターの建設についての複数の御質問がありましたので、お答えをしております。

初めに（仮称）基幹医療センターの東信地域における役割についての御質問がございました。議員さんも御案内のとおり、これまで佐久総合病院は、地域に根差した医療の提供とともに、地域での検診などによる保健予防活動、これらにも御尽力をいただいていたこと大でございます。保健福祉の分野においても、全国に先駆けて、整備された老人保健施設や、あるいは24時間態勢での在宅要介護者の支援体制を整備されまして、保健・医療・福祉を包括的に支援する体制を構築してこられてきております。これは、佐久地域全体にとって、欠くことのできない医療機関であるという認識でございます。

また、第3次救急医療機関として、高度な診療機能を有し、救急救命センターによる24時間態勢で重篤救急患者の医療を確保していることから、県内の医療提供体制においても、重要な役割を担っているところであるという認識です。

このように、現在の佐久総合病院は、初期医療から高度医療まで担っていることから、患者が集中し、医師らの疲弊を招き、第3次救急医療の提供となる高度医療に支障を及ぼしかねない状況となっております。

これが佐久総合病院の表現を借りれば、二足のわらじというものでございまして、こういった高度、あるいは救急といったものと、ある意味でいうと、重篤とは言えない、地域医療の部分も担っていると、二足のわらじと言われるものでございます。

そして、外来患者、入院患者とも上小地域からの患者も年々増加している状況にあると伺っておりまして、東信地域における佐久総合病院の役割も大きくなっていることが伺えるわけでございます。

こうした状況の中で、現在、佐久総合病院の再構築が進んでいるわけでございますけれども、平成25年度を開設目標としている（仮称）基幹医療センターは、第3次救急等の高次救急や、あるいは高度医療、専門医療に特化した紹介型の病院であり、地域医療支援病院を目指すとされているわけでございます。

そして、四つの大きな柱となる機能として、一つ目といたしまして救命救急医療機能、二つ目といたしまして脳卒中・循環器病センター機能、三つ目といたしましてがん診療センター機能、四つ目といたしまして周産期母子医療センター機能が上げられております。診療機能のさらなる充実を図っていこうとする意欲ある計画であると認識しています。

このように、（仮称）基幹医療センターの医療機能が充実することは、佐久地域のみならず、東信地域全体の医療向上に資する役割を担うものであると考えております。

一方、上小地域におきましては、独立行政法人国立病院機構長野病院の強化などについて、取り組まれておりますので、それぞれの地域の基幹病院による連携強化も図れば、地域住民にとってより充実した医療体制となるのではないかと考えております。

次に、地域医療再生計画の事業提案についてお答えをさせていただきます。

初めに、地域医療再生計画について御説明いたします。

この計画は、県が平成22年度の国の経済危機対策として、都道府県に設置されている地域医療再生基金を拡充いたしまして、第2次医療を超えて、第3次医療圏内で切れ目なく、医療が提供されるネットワークを構築することにより、地域医療の再生を図るものとされ、高度、専門医療の救急医療センターなど、第3次医療圏の広域的な医療提供体制の整備を図るため、策定するものでございまして、計画期間は平成23年度から平成25年度までの最大3年間となっております。県が策定した計画については、この5月16日までに国へ提出し、国が有識者会議で評価を行った上で、地域医療再生計画の内容を認定し、地域医療再生計画の実行に必要な費用を、地域医療再生臨時特例交付金として、県に交付し、県が第3次医療圏を単位とした総合的な対策を講じるため、計画期間と同じ3年間の中で、取り崩すものであるという形でございます。この交付金を使って、3年間で事業を行っていくと、終わりが25年ということでございます。

こうした中、県においては、この地域医療再生計画に盛り込む事業の提案などを、関係機関や医療機関等に照会したわけですが、佐久地域においては、高度医療センターを核とした医療機関の連携体制の構築について、関係機関と調整を図りながら、去る1月19日に佐久広域連合として事業提案をしたところでございます。

この事業提案の内容は、佐久総合病院の（仮称）基幹医療センターの役割として、大きく期待される高度医療の機能を強化することにより、医療機関相互の機能分担を図ることと、また、医療従事者の養成確保や派遣交流を含めた連携の強化が図られる体制を構築しようとするもので、地域全体で支える医療供給体制の確立を図るための事業提案となっていると自負しております。

最後に、佐久広域連合としての財政支援についてお答えいたします。

これまで申し上げてきたように、現在、佐久広域連合が提案した事業につきましては、地域医療再生計画に位置づけていただくよう、佐久広域連合11市町村の総意として、3月3日、地元の佐久地域選出6名の県会議員の先生方にも御同席をいただく中、阿部守一知事に要望を行ったところでございます。

今後、佐久広域連合からの提案が、県の医療審議会での審議や、あるいはパブリックコメントを踏まえて、県が策定する地域医療再生計画にどの程度盛り込まれるのか、今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

その上で、さらに国において県が提出した地域医療再生計画の内容が、評価、認定されることが必須となりますことから、国に対しても機会をとらえて、支援要請をしていければと考えていると

ころでございます。

こうした中、事業主体である厚生連から、広域連合に対し、正式に支援要請はされておきませんが、現時点では、既存の国庫補助制度の活用や、県の地域医療再生基金の活用によります、具体的な補助額がはっきりと固まらないわけではありますが、このたび、佐久広域連合が事業提案をいたしました高度医療センターを核とした、医療機関の連携体制の構築につきましては（仮称）基幹医療センターが佐久地域の医療提供体制に果たす役割を考え、今後それらの財政支援の状況も勘案した上、広域連合としても必要な財政支援について、組織市町村と十分協議しながら、進めていく必要があると考えております。

私からの答弁は、以上でございます。

○議長（並木茂徳君） 8番、井出君。

○8番（井出節夫君） それでは、1番の火葬場の件ですけれども、この間、先ほど述べましたように、佐久市が単独でつくって、共同利用するという方針が決まってから4年たったわけで、当時は合併特例債と、その利用というようなこともあったんですけれども、いよいよ合併特例債を使える期間というのはあと5年となってきたんですが、連合長としては、いつごろをめどに建設候補地については探したいと、確保したいと考えているか、お聞きしたいです。

○議長（並木茂徳君） 連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○広域連合長（柳田清二君） 井出議員さんがお話の合併特例債、平成27年度が佐久市にとりましては最終年度という形になります。この11年間でということで、取り組んできたわけでございますけれども、ちょうど今が半ばぐらいということでございます。

先ほども申しあげました、火葬場という施設の特徴をとらえる中においては、この受け入れる皆さんの心理心情、あるいはまた配慮というものを深くしながら、対応してまいりたいと。時期について、いつということは現状において申し上げるということは、今後お願いをしていく皆さんに対しても、配慮に関して慎重にやりたいと思いますので、そういう意味では、まずは丁寧に事を進めてまいりたいと思っております。

こういったいろんな方面への慎重な対応ということが、この北耕地区での反省のものでもありませんし、そういったものをかてに今後、事を進めてまいりたいと考えております。

○議長（並木茂徳君） 8番、井出君。

○8番（井出節夫君） なかなかその土地、地権者の問題もありますし、その地権者を含むその地域住民の問題もありますし、大変な事業だと思いますけれども、この間、少し変化した状況とすれば、昨年、総合文化会館の建設が佐久市では中心になって、その土地があいているというか、今、利用計画をつくっているわけですけれども、広さからいったり、場所からいったりして、適地ではないかというような話が、文化会館の住民投票が終わってから、話がありまして、既に土地は佐久市が

取得してありますし、準工業地域という都市計画上の問題もありますし、また、佐久中佐都インターからは、非常に近いということもあって、いろんな方面からそんな意見も出ているんですけども、その辺は検討の余地はないかということ、この火葬場の問題で一つ伺っておきたいですが、どうでしょうか。

○議長（並木茂徳君） 連合長、柳田君。

[広域連合長 柳田清二君登壇]

○広域連合長（柳田清二君） 井出議員さんから大変貴重な御提案をいただいたと思っております。その中で、やはり場所ありきという形で、ここがやはりいい土地であろうということで、こういった公の場で発言したり、あるいはまた、報道に先行するというのも北耕地区の皆さんに対しての心情を逆立てすることの一つでもありました。

そういう意味では、今の御提案も踏まえまして、今後どういった場所が最適であるのかということ、を思慮深くいたしまして、関係の皆様にも御相談をしてみたいと思います。

○議長（並木茂徳君） 8番、井出君。

○8番（井出節夫君） 検討候補地の一つとして考えていただきたいということでありまして、今、市民広場ということが検討されているわけですから、その辺も検討できないかなということでもあります。このことについては、そういうことでぜひみんなで力を合わせて、この建設候補地を見つけて、新しい火葬場の建設に向けて、頑張っていきたいというふうに、私も思います。

次に、2番目の佐久総合病院の基幹医療センターの建設についてのことですが、昨年の地域医療再生交付金は、長野県に2次医療を中心にして、2カ所ということで、上小地域と上伊那地域がその計画にのぼって、国の採択も受けて、今、県が中心になってその2地域を重点的に地域医療を支援していこうというふうになっているわけですが、この東信地域におけるこの基幹医療センターの役割ということを考える上で、今そういう上田上小地域の地域医療が今再構築もされてきているという中で、この上田地域の地域医療支援病院は、国立病院機構長野病院というふうになっていますもので、その辺と、できる基幹医療センターとの関係については、広域連合としてはどのように位置づけて、その中での3次医療を基幹医療センターが担うというふうに考えているのか、その辺の長野病院との関係については、どのように位置づけているのか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（並木茂徳君） 連合長、柳田君。

[広域連合長 柳田清二君登壇]

○広域連合長（柳田清二君） 御案内のとおり、第1ラウンドというか、1回目の地域医療再生交付金という形は、上小、上伊那ということになりまして、そういった中で、取り組みが既に始まっているという形であろうかと思っております。その中で、上小地域、殊に長野病院に関して、その取り組みもあるという形でございます。

今回の地域医療再生計画という形においては、いろいろ非常に多岐にわたるものがございます。大きく四つに分けて、ちょっと長いんですが、ちょっとお聞きいただきたいんですが、一つ目の柱として、地域全体での医療従事者の養成確保、及び交流派遣を調整する体制整備というのが、一つの柱、二つ目といたしまして、病院間及び病院と診療所の機能分担と連携の強化というようなもの、これが二つ目でございます。三つ目として、高度医療センターの機能強化ということでございます。四つ目といたしまして、疾病重症化予防に向けた啓発活動というものがございます。基本的に、イメージしていたものとすれば、地域完結型医療というようなことを求めていくと、そういう中において、例えば、紹介、逆紹介患者間の治療状況等を共有できる連携システムの構築と、こんなものも実際には、この交付金に充てていきたいと言われるものでございますし、しかしながら、全体の金額として73億円を今、考えておりますが、その多くは高度医療センターの機能強化ということでもあります。

今後いろいろな検討が加えられると思いますけれども、地域完結型医療ということ考えた場合において、基本的にイメージして、今まで議論してきたというのは、佐久広域というものをイメージしてみたものでもございます。しかしながら、井出議員さんがお話のように、医療の人材というものの養成等を考えた場合においては、これは佐久広域にとどまる話ではなくて、あるいはまた、紹介、逆紹介というものももう少し広範囲なものにもなっていくだろうと思いますし、そういう意味では、上小地域とのかかわりというものも深くなってくだろうと思っております。

一方で、上小は上小で、今、第1ラウンドの交付金を活用して、みずからの医療体制を向上していこうという形でございます。こんなものも推移を見ながら、佐久の動きも見ながら、その連携をし合うということも出てくるだろうと思っております。

佐久総合病院の救急体制の上小地域からの依存というものは、上小地域の医療体制が向上すれば、これはだんだんにウエートとして低くなっていくものだろうと思っておりますし、そういったところを今後連携も強化するところもあり、あるいはまた、地域ごとの医療体制が整うところもありではないかと思っております。

○議長（並木茂徳君） 8番、井出君。

○8番（井出節夫君） 大体少しずつわかってきたんですけれども、今、その佐久総合病院が二足のわらじを履いて、初期医療から救急3次医療までやっている。その中において、障害となっているのが、要するに二足のわらじというように、どんな患者もみんな受け入れるもので、要するにだんだん医師のほうも、専門的な医師の人たちも疲弊してくると。特に、上小地方からの、たまたま長野病院がそういう状況が続いてきたもので、お産にしても、3次救急にしても、どんどん来るとい現状があるわけですが、先ほど連合長言われたように、だんだん第1ラウンドの上小地域の医療体制が構築されてくる中で、そういうものも解消されてくるんじゃないかというふうになってくると、今度はその高度医療というか、3次医療に特化した、そういう東信地域全体の医療と、

それで東信地域の中で地域完結型の医療ができると。そのための基幹医療センター、高度医療センターというふうな位置づけだと思うんですね。

私もこの間、上田上小地域のことをこの1年間、第1ラウンドの医療計画ができてから、どういふふうに進んできているかというのを見てきましたけれども、その医療計画は、長野県、信大、上田医師会、国立病院機構長野病院、そして上田地域広域連合と、こうした人たちが一緒になって、地域医療再生計画をつくって、協定書をつくって、それでこの計画をいろいろ進めてきていると。2013年までには何とか救急医療と産科医療を立て直したいというような計画なわけですね。

それで、この1年間、その方針に基づいて様子を見てきましたけれども、昨年4月には、上田市が夜間の小児科、内科、初期救急センターを設置し、11月には地域医療の教育センターを準備して、この4月から開設されると。麻酔科医についても確保されて、夜間の医療体制の充実が今図られているというような報道がありまして、最近の報道では、長野病院も名称は変更して、信州上田医療センターというふうにするそうですけれども、そして、呼吸器科医、外科医、脳外科医をそろえて、43名の医師体制で診療体制も整ったというふうにありますもんで、こういうところと、やっぱりきちっとした医療提携をしていくという点では、上小のこの協定を結んだ上田地域広域連合と、佐久の広域連合と、もう少し連携を密にとりながら、全体として東信地域の医療をどうしていくかというような点で、その中心にこの高度医療センター、基幹医療センターがあるというふうに考えたらどうかという点でどうかと思うんです。

この間、突然、佐久広域連合として要望書を出したとか、そういう計画提案を出したという話があったもので、その辺での上田との関連はどういうふうになっているかと、ちょっと疑問に思ったんですけれども、その辺はどんなふうにかえられているんですか。

○議長（並木茂徳君） 連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○広域連合長（柳田清二君） 井出議員さんのおっしゃっていることがだんだんわかってきたという形です。つまり、佐久は佐久でしっかりやっていきましょう。上小も上小でやっていくんですが、この二つの医療圏の中で、やはり基幹医療センターが両方にまたぐような機能を持つということがあるんだから、そういうことを目指すべきなんだから、そういうための連携強化みたいなのをしていってどうですかと、こういう御提案だろうと思います。

この基幹医療センターの持つ、ある意味でいうと意欲的な構想というものは、井出議員さんの御指摘の部分というものもあるだろうとも思っております。そういう意味でまた、医療人材においても、大変200名を超えるお医者さんが、佐久総合病院のほうに現在いらっしゃるわけですので、そういう意味でも、ボリュームとして見ても、大変大きなものがあるだろうとも思っております。

実際にこの震災においても、震災の発生した直後、2時間、3時間後にはリーマットという形で

飛び出していくと、ドクターヘリも福島に向かうということもあります。そういう意味での活躍の大きな場面もありますし、今回、県では信大病院のほうに、ドクターヘリという形ですか、これ県内2機目ということになりますが、1機目は、当然佐久総合に預けられていると。使っているという形があります。そういう意味では、上小との東信地域としての役割もあろうかと思っております。

それはある意味でいうと、専門的な先生方の御議論も必要なかなとも思っておりますけれども、いずれにしても、今回の地域医療再生計画、佐久広域連合として提出させていただきましたけれども、そういったものも、今申し上げている内容についても、井出議員さん御指摘の東信を、もうエリアに東信をも入れる。あるいはまた、県下もエリアに入れたようなものの中にはあろうかと思えます。そういう意味では、今の御提案なんかも、今後議論の対象に大いになるだろうとも思いますし、言っていくべきだとも思っております。

一方で、今回の提出に関しては、この交付金があるから手を挙げたというよりは、もともと進めてきた計画と、今回の交付金の意味合いが非常に近かったということだと思うんですね。こういうものに関しては、国・県が行いますよというふうに言ったものと、私ども佐久総合厚生連が中心になって、地域全体で考えてきた内容というのが合致したというもので、手を挙げさせていただいたという形でございます。

そういう意味では、今の御提案のあった地域の中における合意形成というものは、とれているほうだとは思っていますが、上小との話し合いというものは、いろいろな形では進められているとしても、この交付金に関しての議論は具体的には行われていないと。しかしながら、そういうことも否定するものではなくて、今後のものとして、にらんでいってもいいのではないかと思っております。

○議長（並木茂徳君） 8番、井出君。

○8番（井出節夫君） ちょうど私も佐久の広域連合として、やっぱり佐久地域全体の医療体制についてどうあるべきかという議論というのは、進めていくべきだと前から考えていましたもので、ちょうどいい機会だなと思ったわけですね。

佐久市は佐久市として、浅間病院なんか含めて、公的病院の川西の日赤と佐久総合病院ということでやってきましたけれども、しかし、佐久地域には、軽井沢病院や千曲病院みたいな公立病院もありますし、厚生連もまだ小諸の厚生連病院も今いろんな形で議論がされていますけれども、小海の分院も含めて、それなりに全体として施設整備等はされているふうな感じではありますけれども、中身がなかなかそうはいっても大変なわけですし、そういう病院と、あと診療所ということで、非常に厚生連も頑張ってやっておりますが、そういう佐久地域全体の2次医療圏における医療体制をやっぱりきちっと充実させる点でのどっかで論議する場所を立ち上げていったほうがいいんじゃないかと、前から思っているんですね。

そういう中で、上小地域の2次医療圏の確立が今、進められてきておりますけれども、その両方



がよく話し合っ、その頂点として、先ほど申しましたような基幹医療、3次医療を担うところをより充実させていくという方向が、よろしいんじゃないかと思っています。

3番目の話のところへいきますけれども、今度の交付金については、ちょっと県が計画して、その事業計画の中にこの佐久の基幹医療センターも入って、その事業計画の中でどういうふうに配分するかわかりませんが、基礎的には15億円と、全体としては80億円と、先ほど連合長、73億円という数字は初めて聞いたんですけれども、そういうような規模での国の交付金が得られると。この要綱を見ると、基金を交付する施設整備、設備整備事業については、原則として基金交付額と同額以上の都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とするということなもので、それだけの基金がもし国のほうから交付されれば、同額のを事業主体なり、都道府県なり、あるいは、広域連合なりが出すということになるんでしょうかね。その辺のことについてはどのように考えておられるんですか。

○議長（並木茂徳君） 連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○広域連合長（柳田清二君） 今の交付金、ルールに沿って、提案させていただいたところでございますけれども、大変この基幹医療センターというものに関しては、非常に大きな計画でもございまして、そういったものの中で、しっかりと事業主体である厚生連においても、綿密に今やられていることであろうと思っていますし、だんだんこの金額として見ても、微調整が加えられるということだと思いますけれども、全体の金額の中に占める割合というものも、この再生計画の要綱に沿って、提出をさせていただきたいという形でございます。

○議長（並木茂徳君） 8番、井出君。

○8番（井出節夫君） 最後になりますけれども、（3）のところでも申しましたように、東信地域全体の基幹医療センターという位置づけでもありますし、そういう点では、佐久広域連合のみならず、東信全体の自治体ということから、公的な支援をやっぱりしていく必要があるんじゃないかとは思っておりますし、先ほどの御答弁の中でも、広域連合としての支援要請があれば、それについてもまた検討していきたいというふうなことで、今のところまだないということでしたけれども、もう一度その辺の広域連合としての財政支援ということは検討していくかどうか、もう一度、御答弁お願いします。

○議長（並木茂徳君） 連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○広域連合長（柳田清二君） 佐久市の財政支援というものをやっていこうとするときもそうだったんですけれども、まずは事業主体である厚生連、この厚生連がどういう計画を持って、どういう役割を果たす、それにおいて、佐久市に対して、あるいはまた、広域連合に対しても財政支援を求めることが必要なことだろうとも思っております。

もとよりこの計画に関しても、佐久広域11市町村においての総意として、提出をさせていただいたわけでございますので、そういったもの話し合いというものが、今後行われるであろうとも思っておりますし、そういう意味では、今後綿密な御説明や、あるいはまた御要望と言われるものもあるだろうと思っておりますが、あらあらなところで、この方向として、支えていかなければいけない地域の医療体制と、こういった認識は多くのこの地域の皆さんにもあろうかと思っておりますし、そんなものも推移も見ながら、前向きに対応していくべきではないかと思っております。

○議長（並木茂徳君） 8番、井出君。

○8番（井出節夫君） それでは、終わりますけれども、いずれにしろこの佐久総合病院の再構築の計画は、かなり前から長期的に行われてきて、ようやく基幹医療センターの実施設計ができたということで、非常に喜ばしいことですし、25年をめどに早く建設されて、佐久地域の人たちが本当に安心して暮らしていけるような地域にしていくために、頑張ってもらいたいと思います。

一つ注文は、まだ臼田にも本院と言われる地域医療センターについて、明確な構築計画が出ていないもので、そのことや、今後の厚生病院の計画ですね、どういう病院にする計画なのか、厚生連としてもきちっと市民に明確にしていく必要があると思いますもので、その辺もぜひ財政支援の折には、注文をつけていただいて、ともに頑張って、この再構築、支援をしていきたいということをお述べまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（並木茂徳君） 井出君の質問は、以上で終結いたしました。

これをもって一般質問は終結いたしました。

ここで、3時15分まで休憩いたします。

(午後 3時00分)

---

○議長（並木茂徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時16分)

---

#### ◎日程第8 議案の質疑・討論・採決

○議長（並木茂徳君） 日程第8 これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第1号 佐久広域連合広域行政圏計画審議会条例を廃止する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 佐久広域連合資金基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 佐久広域連合広域計画についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ここで採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号 佐久広域連合広域計画については、原案どおり可決されました。

次に、議案第4号 佐久広域老人ホーム徳花苑の指定管理者の指定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 平成22年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 平成22年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成22年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成22年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 平成22年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 平成23年度佐久広域消防特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第12号の質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 平成23年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第13号の質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 平成23年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第14号の質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 平成23年度佐久広域救護施設特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第15号の質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 平成23年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終結いたします。

---

#### ◎日程第9 議案の委員会付託

○議長（並木茂徳君） 日程第9 議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会で御協議願っておりますので、付託議案表のとおり付託したいと思います。

議案付託表のとおり、付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩いたします。

（午後 3時24分）

---

○議長（並木茂徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

（午後 3時25分）

---

#### ◎日程第10 付託議案の委員長報告

○議長（並木茂徳君） 日程第10 付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

総務委員会委員長 別府君。

〔総務委員長 別府福雄君登壇〕

○総務委員長（別府福雄君） それでは、総務委員会のそれぞれ付託になりました案件についての審査の結果を御報告申し上げます。

議案第1号 佐久広域連合広域行政圏計画審議会条例を廃止する条例の制定について、当委員会  
は原案のとおり可決するものと決しました。

議案第2号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定について、当委員会は  
原案のとおり可決するものと決しました。

議案第5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について、当委員会は原案  
のとおり可決するものと決しました。

議案第6号 平成22年度佐久広域連合消防特別会計補正予算（第3号）について、当委員会は  
原案のとおり可決するものと決しました。

議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算について中、歳入の全部、歳出1款議会費、2款総務費、6款公債費、7款予備費であります。

当委員会は原案のとおり可決するものと決しました。

議案第12号 平成23年度佐久広域消防特別会計予算について、当委員会は原案のとおり可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（並木茂徳君） 議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第11号、議案第12号の6件を、一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔総務委員長 別府福雄君降壇〕

なお、議案第5号、議案第11号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、御承知願います。

これより議案第1号、議案第2号、議案第6号、議案第12号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第1号 佐久広域連合広域行政圏計画審議会条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 佐久広域連合資金積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成22年度佐久広域消防特別会計補正予算（第3号）についてを採決いた

します。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成23年度佐久広域消防特別会計予算についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告願います。

経済建設保健衛生委員会委員長 篠原君。

〔経済建設保健衛生委員長 篠原光一君登壇〕

○経済建設保健衛生委員長（篠原光一君） 御報告いたします。本定例会において、当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について中、歳出4款衛生費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第10号 平成22年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算について中、歳出4款衛生費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

引き続き、議案第16号でございます。平成23年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（並木茂徳君） 議案第5号、議案第10号、議案第11号、議案第16号の4件を、一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 篠原光一君降壇〕



これより議案第10号、議案第16号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第10号 平成22年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

経済建設保健衛生委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、経済建設保健衛生委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、経済建設保健衛生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成23年度佐久広域食肉流通センター特別会計予算についてを採決いたします。

経済建設保健衛生委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、経済建設保健衛生委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、経済建設保健衛生委員長報告のとおり可決されました。

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

社会文教委員会委員長 井出君。

〔社会文教委員長 井出節夫君登壇〕

○社会文教委員長（井出節夫君） それでは、社会文教委員会の委員長報告を行います。

本定例会において、当委員会に付託になりました案件について、審査結果を御報告申し上げます。最初に、議案第4号 佐久広域老人ホーム徳花苑の指定管理者の指定について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）について中、歳出3款民生費及び5款教育費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第7号 平成22年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第8号 平成22年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第9号 平成22年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算について中、歳出3款民生費及び5款教育費について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第13号 平成23年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第14号 平成23年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

議案第15号 平成23年度佐久広域救護施設特別会計予算について、当委員会は原案どおり可決するものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（並木茂徳君） 議案第4号、議案第5号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第15号の9件を、一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 井出節夫君降壇〕

これより議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第15号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第4号 佐久広域老人ホーム徳花苑の指定管理者の指定についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成22年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成22年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成22年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成23年度佐久広域養護老人ホーム特別会計予算についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成23年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計予算についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、社会文教委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成23年度佐久広域救護施設特別会計予算についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、社会文教委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第5号 平成22年度佐久広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第11号 平成23年度佐久広域連合一般会計予算についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

---

### ◎継続審査議決

○議長（並木茂徳君） 次に、各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（並木茂徳君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査並びに調査に付することに決しました。

ここで、事務局長から発言が求められておりますので、これを許可します。

事務局長、土屋君。

[事務局長 土屋雅廣君登壇]

○事務局長（土屋雅廣君） 大変貴重なお時間をちょうだいいたしまして、平成22年度予算の専決処分につきましてお願いを申し上げます。

この3月31日付をもって、「平成22年度佐久広域連合一般会計ほか、五つの特別会計予算」が確定いたすところでございますが、確定予算の処理方法につきましては、例年のとおり、専決処分をさせていただき、次回の議会で御報告させていただくことで、あらかじめ御了解を賜りたいと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（並木茂徳君） さよう、御承知願います。

---

◎日程11 閉会宣告

○議長（並木茂徳君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成23年佐久広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 5時49分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長      並 木 茂 徳

署 名 議 員      依 田 利 男

署 名 議 員      山 口 億 雄